

# 教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和7年11月20日(木) 午前10時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

## 議決事項

第1 議案第49号 教育委員会関係予算案の作成に伴う意見聴取について

第2 議案第50号 第30回MOA美術館墨田児童作品展教育委員会賞及び教育  
長賞受賞者への表彰状の贈呈について

## 報告事項

第1 教育課題の進捗状況について(資料1)

第2 令和7年度定期監査(第1回)の結果に基づき区長等が講じた措置の公表  
について(資料2)

第3 行政財産使用許可(八広小学校)について(資料3)

第4 令和8年度区立幼稚園入園の申込結果について(資料4)

第5 令和8年度区立小・中学校希望選択の申込結果について(資料5)

第6 区立小・中学校、幼稚園の学級閉鎖(臨時休業)について(資料6)

## 令和7年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題No.	1	事業名	不登校防止対策の充実								主管課	指導室	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
執行 計画	■校内スモールステップルームの運用			■支援員へのヒアリング					■支援員へのヒアリング			■支援員へのヒアリング	
	■校内別室学級の運用												
	■巡回教員の活用												
	■スクールソーシャルワーカーの派遣	■連絡会の実施					■連絡会の実施					■連絡会の実施	
	■教育支援センター等との連携												
	■現状の把握・分析												
進捗													
実績	<b>10月実績</b> ■校内スモールステップルームの運用 校内別室指導支援員による利用生徒の支援 ■校内別室学級の運用（設置校：桜堤中学校） 在籍人数合計30名（内訳：1年生11名、2年生10名、3年生9名） ■巡回教員の活用（桜堤中学校以外の中学校9校） ・巡回校9校の巡回支援 ■スクールソーシャルワーカーの派遣 ・学校訪問及びケース対応 ・スクールソーシャルワーカーとの連絡会 10月22日 ■教育支援センター等との連携 ・教育支援センターとの連絡会 10月31日 ・すみだバーチャルサポートルームの運用 ■現状の把握・分析 毎月の学校からの報告を基に現状を把握・分析 進捗：○												

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

令和7年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題No.	2	事業名	「墨田区学力向上新3か年計画(第3次)」の推進及び第4次計画の策定								主管課	すみだ教育研究所	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
執行 計画	「墨田区学力向上新3か年計画(第3次)」の推進												
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全国学力・学習状況調査</li> <li>■墨田区学習状況調査</li> <li>■教育長から児童・生徒へのメッセージ発出</li> <li>■学習ふりかえり期間</li> <li>■すみだスクールサポートティーチャーの派遣</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>■指導のポイント集作成</li> <li>■教育長から児童・生徒へのメッセージ発出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育委員会報告・検討(墨田区学習状況調査結果)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■議会報告(墨田区学習状況調査結果)</li> <li>■学力向上ヒアリング</li> <li>■指導のポイント集配信</li> <li>■学習ふりかえり期間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学習状況調査結果公表</li> <li>■学力向上推進会議</li> <li>■教育長から児童・生徒及び教職員へのメッセージ発出</li> <li>■学習意欲に関する共同研究事業</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育長から児童・生徒及び教員へのメッセージ発出</li> <li>■学力向上マネジメント推進校学習状況調査</li> <li>■学習ふりかえり期間</li> </ul>		
	「墨田区学力向上新3か年計画(第4次)」の策定												
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■計画策定検討会(第1回)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>■計画推進事業調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■計画策定検討会(第2回)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>■計画策定検討会(第3回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育委員会報告・検討(素案)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>■議会報告(素案)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育委員会報告・検討(最終案)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>■議会報告(最終案)</li> </ul>	
進捗													
実績	<p>10月実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■「墨田区学力向上新3か年計画(第3次)」の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習状況調査結果公表</li> <li>・学力向上推進会議の開催(10/17)</li> <li>・児童・生徒及び教職員へのメッセージ発出</li> <li>・学習ふりかえり期間の実施</li> </ul> </li> <li>■「墨田区学力向上新3か年計画(第4次)」の策定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定作業</li> </ul> </li> </ul> <p>進捗：○</p>												

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）



7 墨 監 第 4 9 9 号  
令和7年10月31日

墨田区教育委員会教育長  
加 藤 裕 之 様

墨田区監査委員 岩 佐 一 郎  
同 大 清 水 善 信  
同 小 暮 和 敏  
同 おおこし 勝 広



令和7年度定期監査（第1回）の結果に基づき区長等が講じた措置の公表  
について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、下記のと  
おり措置結果を公表したので、通知いたします。

記

- 1 公表方法  
墨田区告示式による。
- 2 公表日  
令和7年10月31日
- 3 公表文  
別紙のとおり



## 令和7年度定期監査（第1回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

指摘事項について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 指摘事項</p> <p>イ 墨田区事案決定規程に定める区長が決定を行うものを、課長の専決としているものがあった。(ひきふね図書館)</p>	<p>(1) 指摘事項</p> <p>イ 本決定は廃案し、予算額（負担行為額）変更の区長決定をとった。</p>

## 令和7年度定期監査（第1回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

## 監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 適切な事務処理について</p> <p>指摘事項については、起案文書の未作成が1課、決定権者の誤りが2課と3事業所において確認された。令和6年度の定期監査（第1回）と比べて、起案文書の未作成が1課と変わりがなかったが、決定権者の誤りが2事業所から2課と3事業所に増加している。</p> <p>令和6年度は、事案決定規程の改正など改善への取組もあったが、根拠規程や手引き・マニュアル等の確認漏れといった職員一人一人の事務処理の基本的なスキルが不足しているほか、組織による重層的なチェックが十分に機能していないと言わざるを得ない。なぜこのような不適切な処理が繰り返され、改善できないのか、組織全体で危機感を共有し、その原因究明と再発防止のための改善策の実施に取り組まれない。</p> <p>一方で、特殊勤務手当の重複支給については、誤支給が確認できなかった点で、改善が認められる。今後も引き続き、未然防止に努められたい。</p> <p>また、指導・注意事項については、職員の休暇や旅費の申請における入力ミス、現金出納簿や郵券等の受払簿の記帳漏れや誤り、契約関連書類の不備などが多く見受けられた。こうしたミスは、個人の問題にとどめるのではなく、規程の周知徹底や、チェックリストによる確認体制の確保など、組織的</p>	<p>(1) 適切な事務処理について</p> <p>決定権者の誤りについて、事案決定規程を改めて確認するよう職員に周知し、適切な事務処理に努めるよう指導した。</p> <p>また、現金出納簿及び契約関連書類の記載漏れや誤りの再発防止を図るため、今後は、起案者及び承認者による確認を徹底するとともに、内部統制制度を活用し、教育委員会事務局内でリスク管理を徹底して行う。</p> <p>職員の休暇等申請の誤申請事案については、職務免除申請、旅行命令等の給与・服務関係事務の手續に関して、改めて職員に再周知し、再発防止の徹底を図る。</p> <p>学校における事務処理については、引き続き、教育委員会事務局職員が直接学校に出向いて、チェック・助言する等の指導体制を更に強化していくとともに、校長会・副校長会・事務職員会等で周知徹底を図るなど、組織的なチェック体制の再確認及び強化を図る。</p>

な取組による防止に努められたい。

(2) 施設等の安全管理について

2事業所、2校において、消火器や非常口扉の前や避難経路に障害物が置かれている状況があった。今年度は廃棄する備品の置き場所に苦慮している事例もあったが、施設管理において利用者の安全確保は、最も優先すべきことであり、日ごろから避難経路の確保や消火器等の設置場所の整理整頓に努められたい。

また、毒物及び劇物の管理についてもおおむね適正であったが、2校で管理簿への使用量の記帳はされていたものの、そのうち、薬品の種類・数量を確認する定期点検が行われていなかったのが1校、点検を実施したにもかかわらず、その記録が漏れていたものが1校であった。特に毒物・劇物の保管・管理は、児童・生徒の安全確保のため、厳重に行われる必要がある。今後は、墨田区立学校理科室実験用薬品類の保管・管理の手引きに基づく保管・管理の徹底に努められたい。

(2) 施設等の安全管理について

施設の安全管理については、消火器や非常口扉の前に障害物が置かれている学校が複数あった。学校は、災害時に避難所となる施設のため、校長会・副校長会・事務職員会等で、周知徹底を図るとともに、教育委員会事務局職員が学校に出向いてチェック・助言するなど、指導を徹底していく。

また、毒物及び劇物の管理簿への点検結果の未記入、定期点検の未実施については、重大な事故につながる可能性があることから、今回の結果を重く受け止め、児童・生徒の安全安心のため、管理職等による薬品や管理簿の定期的な確認を徹底するなど、万全の対策を講じていく。

## 行政財産使用許可（八広小学校）について

## 1 理由

令和7年11月12日付けで、八広小学校土地に係る行政財産使用許可申請があった。申請の内容について確認したところ、学校の管理運営上支障が認められないため、行政財産の使用を許可した。

本件については、急施を要したため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則3条第1項の規定に基づき、令和7年11月14日付けで、教育長の臨時代理により決定した。

## 2 財産の表示

所在（名称） 八広小学校 墨田区八広五丁目109番2、109番3

種類（区分） 土地

数量 4.38㎡（別紙のとおり）

## 3 使用を許可する相手

住所 東京都墨田区八広五丁目11番14号

氏名 金子 一博

## 4 使用目的

隣地の外壁改修工事に伴う足場設置の用に供するため

## 5 行政財産使用許可期間

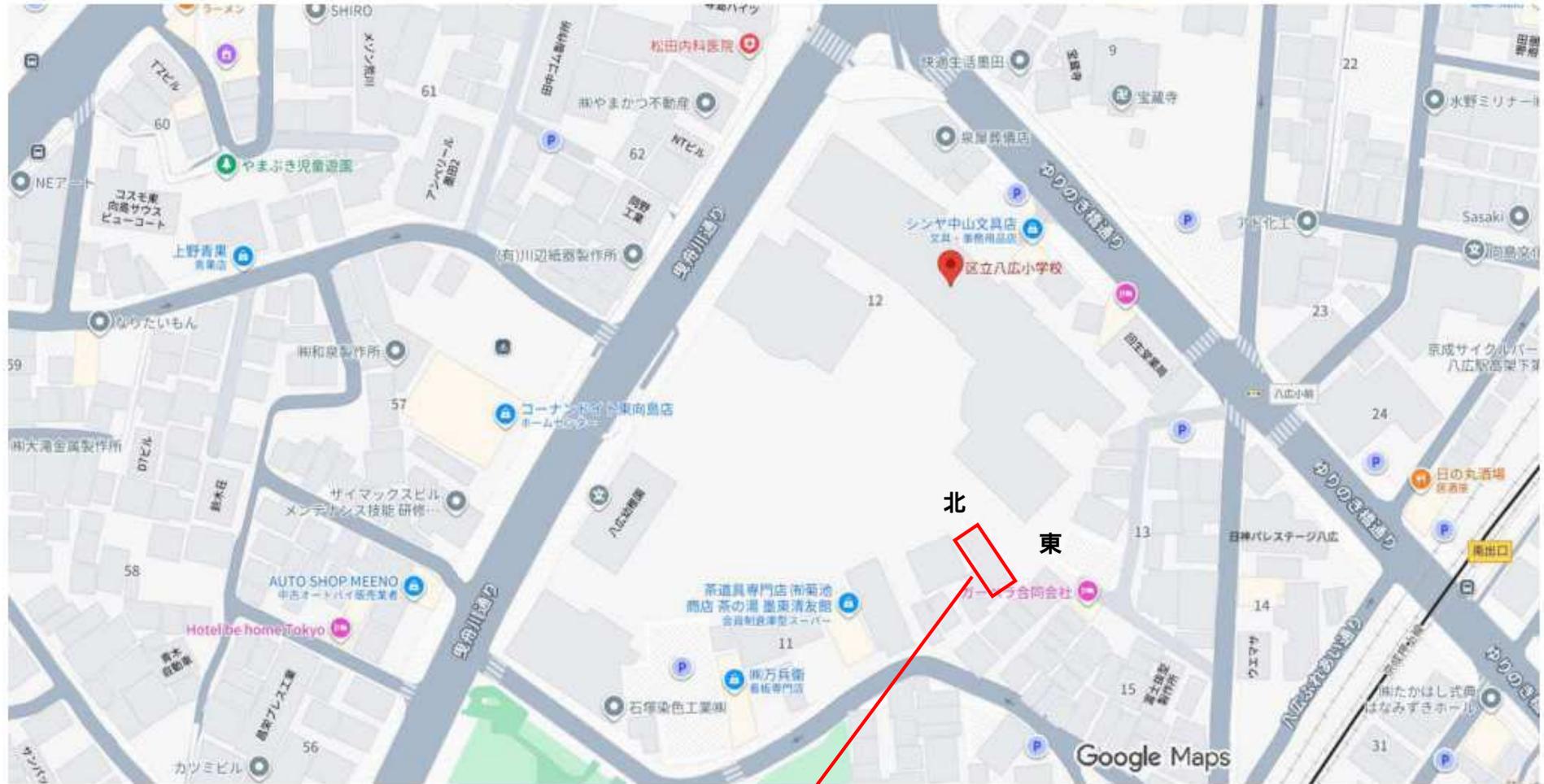
令和7年11月15日から令和7年12月20日まで

## 6 使用料

民法第209条第4項の規定により、同条第1項による土地の使用に伴い、隣地所有者に損害が生じた場合には、その償金を請求できるものとされている（損害が生じない場合には金銭の授受は発生しない。）。本件使用に伴い、区に損害が生じることは想定されないため、民法の規定の趣旨に従い、墨田区行政財産使用料条例第5条第3号の規定に該当するものとして、使用料を免除する。



### 墨田区立八広小学校

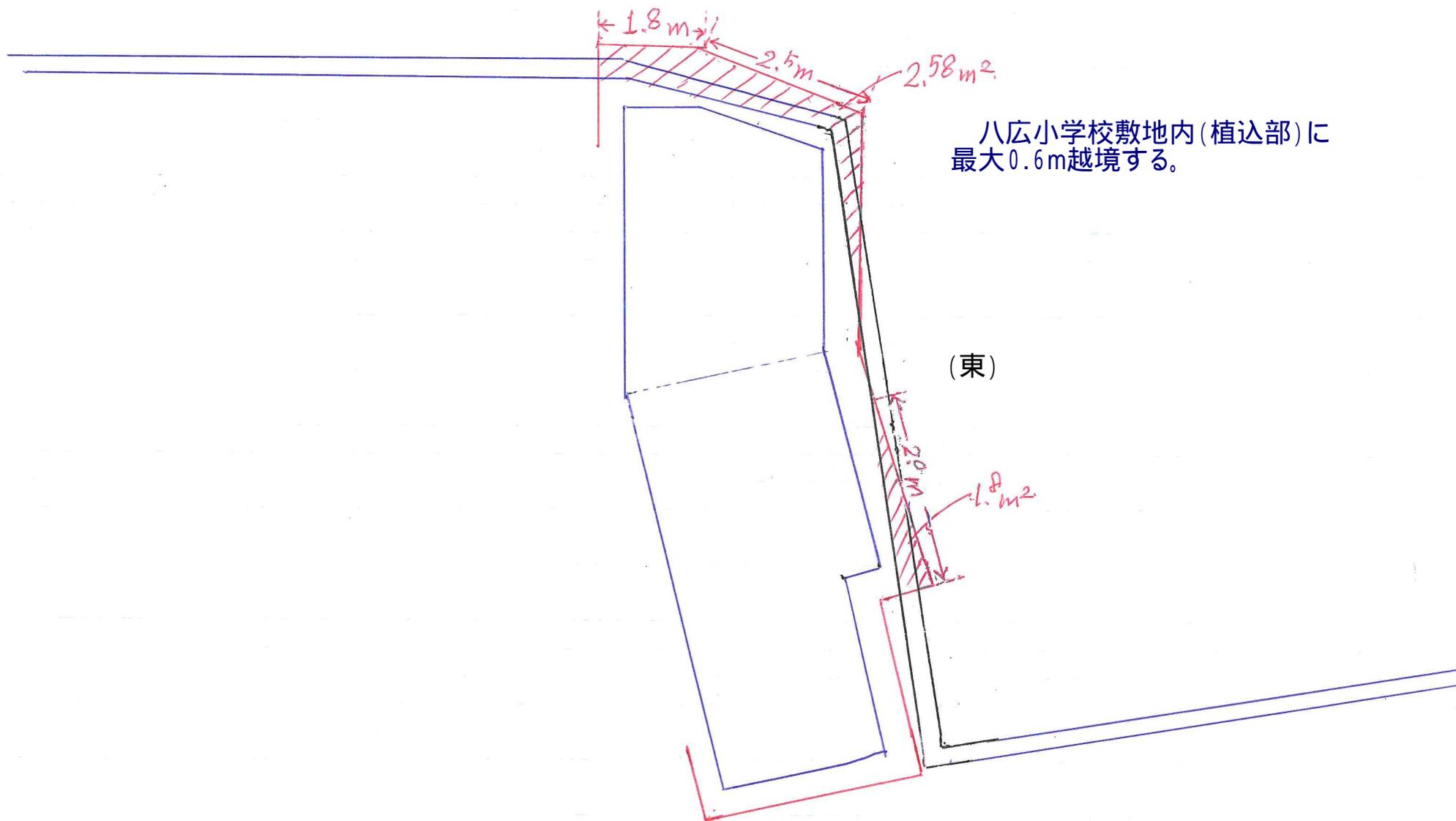


工事現場

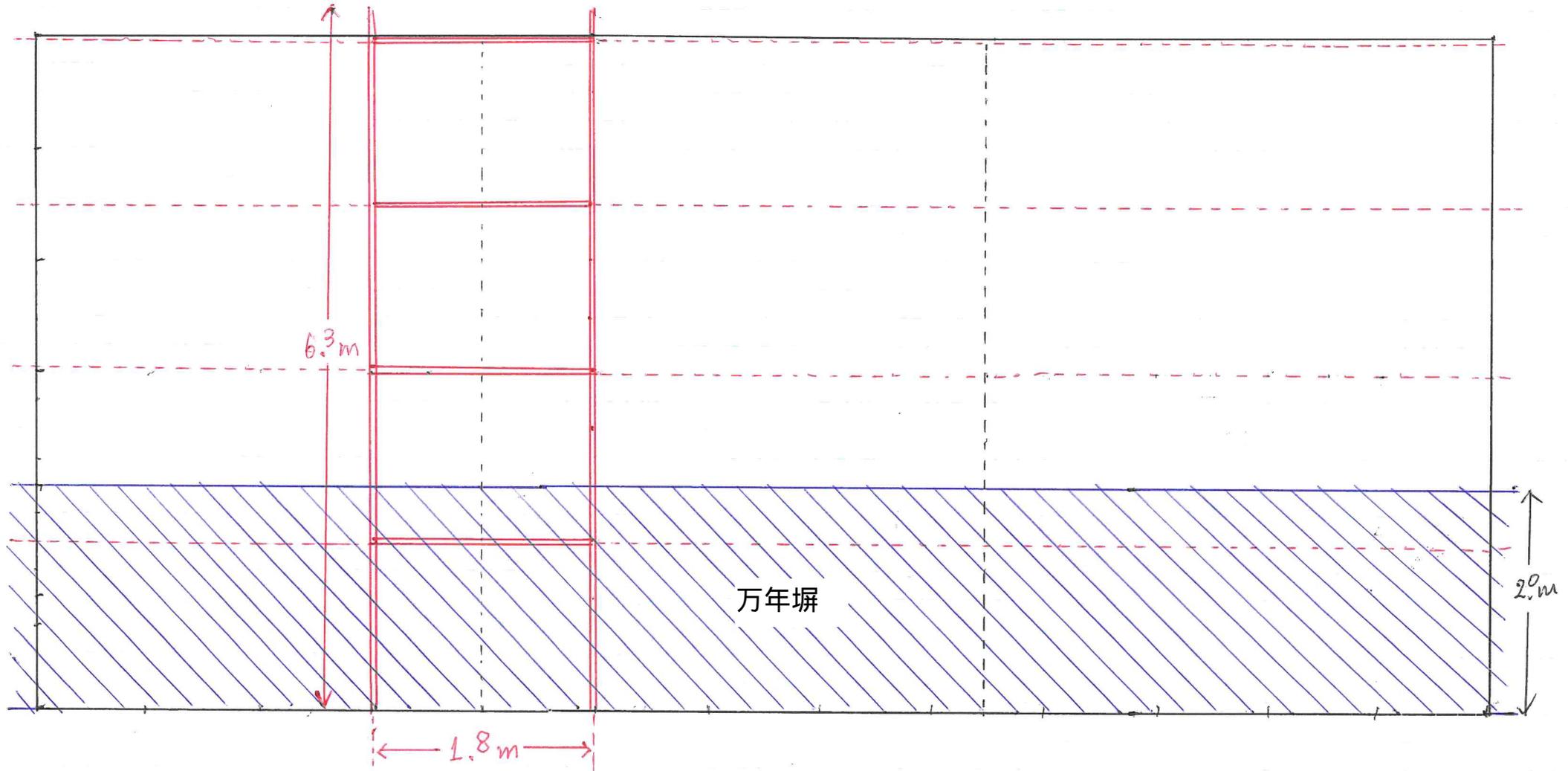
(1) 平面図

八広小学校

(北)

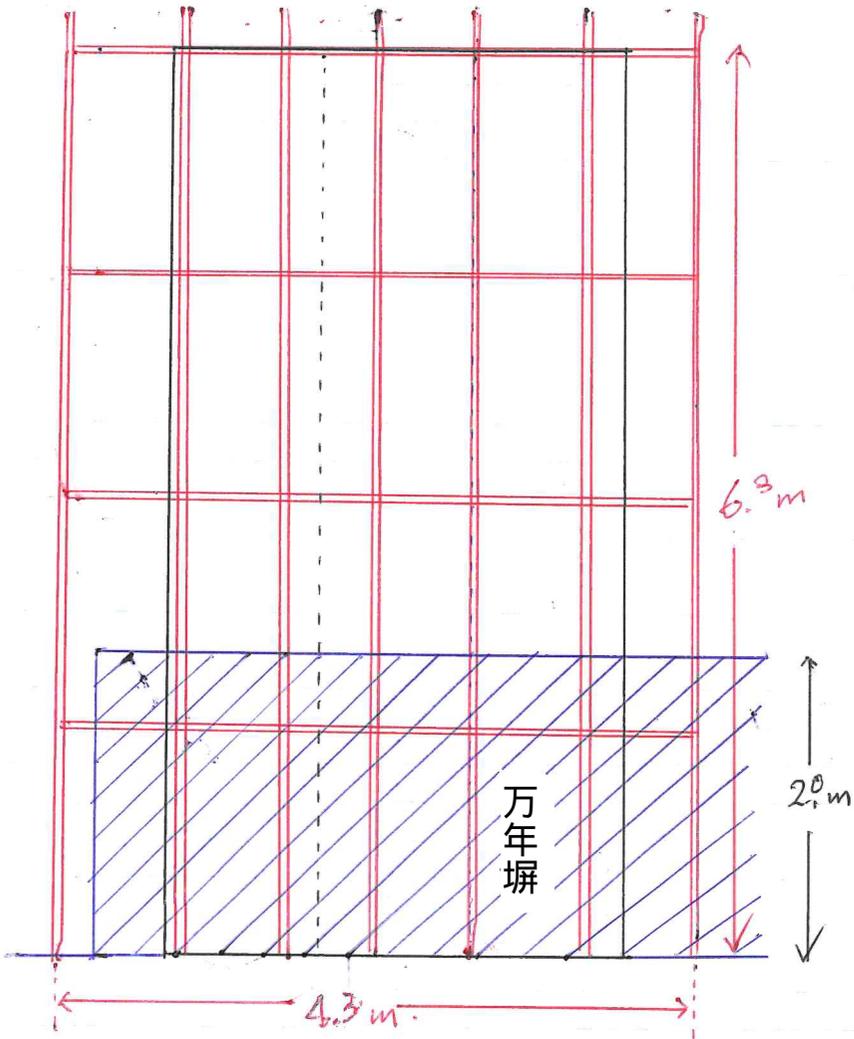


## (2) 東側立面図



- 1 八広小学校敷地内(植込部)に、2本の単管(建地)を立てる。
- 2 建地と地面の接触箇所にベース板を設置する。
- 3 建地の下部(約2m)に養生カバー(クッション材)を装着する。
- 4 落下防止の為にメッシュシートを掛けるが、強風が予測される時は事前に取り外す。

## (3) 北側立面図



- 1 八広小学校敷地内(植込部)に、7本の単管(建地)を立てる。
- 2 建地と地面の接触箇所にベース板を設置する。
- 3 建地の下部(約2m)に養生カバー(クッション材)を装着する。
- 4 落下防止の為にメッシュシートを掛けるが、強風が予測される時は事前に取り外す。

## 令和8年度区立幼稚園入園の申込結果について

令和7年11月6日現在

(単位:人)

幼稚園名	募集人数	申込人数	空き人数
緑	35	5	30
菊川	35	0	35
第三寺島	35	10	25
立花	35	3	32
合計	140	18	122

1学級:定員35人

## 令和8年度区立小学校希望選択の申込結果について

令和7年11月5日現在

(単位:人)

小学校名	学区区内住基人数 ※1	受入可能 人数	他学区区 からの 申込人数 (増人数) ※2	学区区内から 他学区への 申込人数 (減人数)	学区区内想定 人数 ※3	当選予定 人数	(補欠予定 人数)
緑	99			20	79	全員入学可	
外手	80	90	7	12	68	全員入学可	
二葉	116			7	109	全員入学可	
錦糸	82	90	5	28	54	全員入学可	
中和	46	55	12	6	40	全員入学可	
言問	47	55	6	14	33	全員入学可	
小梅	55	90	7	2	53	全員入学可	
柳島	93	92	16	20	73	全員入学可	
業平	67	90	33(10)	4	73	17	( 6 )
両国	86	90	10	4	82	全員入学可	
横川	69	90	14	5	64	全員入学可	
菊川	63	90	13	3	60	全員入学可	
第三吾嬬	72	90	20	19	53	全員入学可	
第四吾嬬	33	55	8	20	13	全員入学可	
第一寺島	66	67	20(5)	14	58	9	( 6 )
第二寺島	59	90	42	16	43	全員入学可	
第三寺島	58	58	16	15	43	全員入学可	
曳舟	78	90	33(6)	4	80	10	( 17 )
中川	64			14	50	全員入学可	
東吾嬬	36	55	29(8)	3	41	14	( 7 )
押上	68	90	13	12	56	全員入学可	
八広	119			28	91	全員入学可	
隅田	56	55	15(3)	2	57	0	( 12 )
立花吾嬬の森	60	60	4	16	44	全員入学可	
梅若	70	90	1	36	34	全員入学可	
合 計	1,742	1,632	324	324	1,451		

※1 学区区内住基人数…令和7年11月5日現在

※2 ( )…他学区からの申込者のうち、きょうだい・調整区域事由による指定校変更許可者

※3 学区区内想定人数…学区区内住基人数から他学区申込者を引いた人数－指定校変更許可人数

 の学校が抽選実施対象校(5校)

## 令和8年度区立中学校希望選択の申込結果について

令和7年11月5日現在（単位：人）

中学校名	学区区内住基人数 ※1	受入可能 人数	他学区域から の申込人数 (増人数)	学区区内から 他学区への 申込人数 (減人数)	学区区内 想定人数 ※2	当選予定 人数	(補欠予定 人数)
墨 田	167	165	59	29	103	全員入学可	
本 所	168	130	42	63	84	全員入学可	
両 国	226	200	194(7)	28	149	53 ( 134 )	
豎 川	161	130	59(4)	43	102	25 ( 30 )	
錦 糸	243	130	28(0)	114	110	6 ( 22 )	
吾嬭第二	111	130	21	30	75	全員入学可	
寺 島	127	130	51	28	87	全員入学可	
文 花	192	130	14	81	85	全員入学可	
桜 堤	227	165	18	68	141	全員入学可	
吾嬭立花	177	165	40	42	119	全員入学可	
合 計	1,799	1,475	526	526	1,273		

※1 学区区内住基人数…令和7年11月5日現在

※2 学区区内想定人数…

学区区内住基人数－他学区申込者＋指定校変更許可人数－私立受験者の8割の人数

 の学校が抽選実施対象校(3校)

## 区立小・中学校、幼稚園の学級閉鎖（臨時休業）について

## 1. 学級閉鎖措置の状況

## 【感染症等に伴う学級閉鎖（臨時休業・時間短縮）の状況】

学校名	学年・学級	臨時休業の期間		感染症種別
桜堤中学校	1年D組	令和7年10月29日(水)から	10月31日(金)まで	インフルエンザ
桜堤中学校	1年E組	令和7年10月29日(水)から	10月31日(金)まで	インフルエンザ
本所中学校	3年3組	令和7年10月31日(金)から	11月5日(水)まで	インフルエンザ
豎川中学校	2年1組	令和7年11月4日(火)から	11月5日(水)まで	インフルエンザ
外手小学校	1年1組	令和7年11月5日(水)から	11月6日(木)まで	インフルエンザ
外手小学校	2年3組	令和7年11月5日(水)から	11月6日(木)まで	インフルエンザ
外手小学校	4年2組	令和7年11月5日(水)から	11月6日(木)まで	インフルエンザ
柳島小学校	6年1組	令和7年11月5日(水)から	11月6日(木)まで	インフルエンザ
第三吾嬬小学校	1年1組	令和7年11月5日(水)から	11月6日(木)まで	インフルエンザ
二葉小学校	1年2組	令和7年11月5日(水)から	11月6日(木)まで	インフルエンザ
二葉小学校	3年2組	令和7年11月5日(水)から	11月6日(木)まで	インフルエンザ
二葉小学校	3年4組	令和7年11月5日(水)から	11月6日(木)まで	インフルエンザ
二葉小学校	4年2組	令和7年11月5日(水)から	11月6日(木)まで	インフルエンザ
業平小学校	6学年	令和7年11月5日(水)から	11月6日(木)まで	インフルエンザ
押上小学校	2年1組	令和7年11月5日(水)から	11月7日(金)まで	インフルエンザ
第二寺島小学校	4年2組	令和7年11月5日(水)から	11月7日(金)まで	インフルエンザ
第三寺島小学校	1年2組	令和7年11月5日(水)から	11月7日(金)まで	インフルエンザ
第三寺島小学校	2年1組	令和7年11月5日(水)から	11月7日(金)まで	インフルエンザ
第三寺島小学校	3年2組	令和7年11月5日(水)から	11月7日(金)まで	インフルエンザ
第三寺島小学校	4年1組	令和7年11月5日(水)から	11月7日(金)まで	インフルエンザ
第三寺島小学校	5年1組	令和7年11月5日(水)から	11月7日(金)まで	インフルエンザ
第三寺島小学校	6学年	令和7年11月5日(水)から	11月7日(金)まで	インフルエンザ
錦糸小学校	6年2組	令和7年11月6日(木)から	11月7日(金)まで	インフルエンザ
本所中学校	3年1組	令和7年11月6日(木)から	11月7日(金)まで	インフルエンザ
第二吾嬬中学校	1年2組	令和7年11月7日(金)から	11月7日(金)まで	インフルエンザ
外手小学校	4年2組	令和7年11月7日(金)から	11月7日(金)まで	インフルエンザ
小梅小学校	1年3組	令和7年11月7日(金)から	11月7日(金)まで	インフルエンザ
寺島中学校	2学年	令和7年11月7日(金)から	11月7日(金)まで	インフルエンザ

言問小学校	5年1組	令和7年11月8日(土)から	11月10日(月)まで	インフルエンザ
言問小学校	1年2組	令和7年11月11日(火)から	11月12日(水)まで	インフルエンザ
言問小学校	2年1組	令和7年11月11日(火)から	11月12日(水)まで	インフルエンザ
言問小学校	3年1組	令和7年11月11日(火)から	11月12日(水)まで	インフルエンザ
小梅小学校	1年2組	令和7年11月11日(火)から	11月13日(木)まで	インフルエンザ
中和小学校	1年2組	令和7年11月11日(火)から	11月13日(木)まで	インフルエンザ
第二寺島小学校	6年2組	令和7年11月11日(火)から	11月13日(木)まで	インフルエンザ
曳舟小学校	2年1組	令和7年11月11日(火)から	11月13日(木)まで	インフルエンザ
両国小学校	2年1組	令和7年11月11日(火)から	11月13日(木)まで	インフルエンザ
両国小学校	2年3組	令和7年11月12日(水)から	11月14日(金)まで	インフルエンザ

《参考》

学校において予防すべき感染症の拡大防止のための臨時休業（学級閉鎖）期間及びその取り扱い

○臨時休業（学級閉鎖）期間

感染症	欠席率	臨時休業期間	備考
新型コロナウイルス感染症 季節性インフルエンザ 等	20～30%	3日間程度	臨時休業期間は、学校医等に相談のうえ、状況に応じて判断する

※ 臨時休業期間は、学校医に相談のうえ状況に応じて短縮・延長することを可能としている。